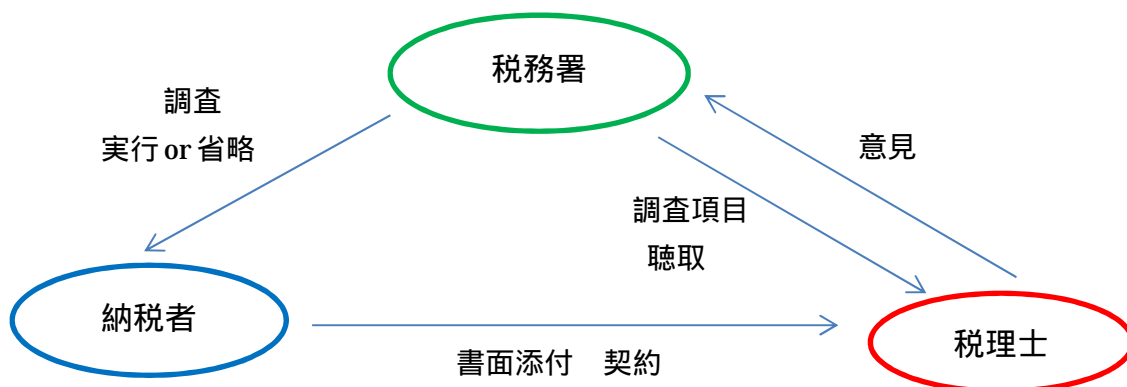


# 書面添付制度を活用して下さい

## 1. 制度活用のメリット

- ・ 税務調査が省略されること
- ・ 税務調査の目的を先取りできること

## 2. 書面添付イメージ図



## 3. 制度活用要件

- (1) 脱税をしていない
  - (2) 税金の滞納はない
  - (3) 粉飾決算をしていない
  - (4) 現金出納帳の記帳レベルが良い
  - (5) 在庫原票、請求書、領収書の保存が良い
  - (6) 計算し整理した主な事項は行き届いている
  - (7) 顕著な増減（概ね 30%以上）は明示している
  - (8) 相談に応じた事項は行き届いている
- すべて該当することが条件となります

## 4. 報酬

法人 50,000 円（消費税別）

個人 30,000 円（消費税別）

月額報酬、決算報酬は別途頂きます



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 豊橋市下地町字横山 4 5 番地の 1

TEL0532-53-5333 FAX0532-53-5118

[平成 28 年 11 月レターケース]

## 5. 制度概要

書面添付制度は、税理士法（以下「法」という。）第 33 条の 2 に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成した場合、当該書面を申告書に添付して提出した者に対する調査において、従来の更正前の意見陳述に加え、納税者に税務調査の日時場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、税務代理を行う税理士又は税理士法人に対して、添付された書面の記載事項について意見を述べる機会を与えなければならない（法第 35 条第 1 項）こととされているものであり、税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図るため、平成 13 年度税理士法改正により従来の制度が拡充されたものである。

また、この制度は、税理士が作成等した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び事前通知前の意見陳述を通じて、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するという、税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つである。

国税庁 書面添付制度について

<https://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishiseido/kentokai/02.htm>

書面添付の提出は決算申告時となります。

書面添付制度をご活用されたい方は、コネクターへお声掛け下さい。

